

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
1	老人クラブ活動強化促進事業	①子育て支援活動・見守り活動 ②健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動	均等分：3,500円/月・クラブ 新メニュー分：500円/月・クラブ	政令中核市1/3 一般市町1/2	高齢政策課 企画調整班	2736	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf02/documents/14-r01.pdf
2	高齢者のワールドマスターズ参加促進事業	「ワールドマスターズゲームズ2021関西」開催に向け、高齢者の競技等への参加を促進することを目的とした講習会等への開催経緯費を支援する。	定額25千円/市町	定額	高齢政策課 企画調整班	2736	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf02/documents/14-r01.pdf
3	老人クラブ活動等社会活動促進事業	単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会が行う諸活動に対して助成する。	単位クラブ：1クラブあたり3,500円/月 市町老連：65円×会員数＋175,000円/年 特別事業：予算の範囲内で必要と認める額	国1/3 県1/3 市町1/3	高齢政策課 企画調整班	2736	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf02/documents/15-r01.pdf
4	老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業	県老人クラブ連合会及び市町老人クラブ連合会が行う健康づくり・介護予防活動に対して助成する。	予算の範囲内で必要と認める額	国1/3 県1/3 市町1/3	高齢政策課 企画調整班	2736	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf02/documents/15-r01.pdf
5	ユニバーサルカフェ開設応援事業	常時または定期的に、県内の空き屋・公民館等を拠点とし、地域住民同士の交流を行う地域の居場所「ユニバーサルカフェ」開設に対して支援する。	①ユニバーサルカフェ開設に要する備品購入等：10万円 ②ユニバーサルカフェでのイベント・講座開催：5万円	1団体①②合計 15万円まで	ユニバーサル推進課 社会参加支援班	2834	http://stop-muen.jp/
6	高齢者のフレイル予防事業	クイズ形式で高齢者の低栄養及びフレイルを予防するための知識と実践方法が学べる動画媒体（DVD）を貸出する。	DVDの貸出：無料 (送料は申込者負担)	—	健康増進課 保健・栄養指導班	3249	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/hw13_000000113.html
7	県民交流バス	老人会や自治会等の県内地域団体が、県・市町立施設の見学やイベントに参加する為のバス借上げ料の一部を補助する。	日帰り：25,000円 1泊2日：50,000円	定額	広聴課	2078	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/hashiken.html
8	地域づくり活動応援事業	地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みに対して助成を行うことで、今後の地域団体の活動の充実強化を図り、地域の活性化につなげる。	約20万円/件 (各県民局・センターごとに異なる)	各県民局・センターで決定	県民生活課 ふるさと交流班	2737	各県民局・センターのページ内

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
9	県民ボランティア活動助成	兵庫県内において継続的にボランティア活動を行う法人格を持たないボランティアグループ・団体のボランティア活動を支援する。	上限 3 万円 (全団体一律同額)	—	県民生活課 参画協働・ボランティア活動支援班	2842・2732	ひょうごボランティアプラザホームページ内 https://www.hyogo-vplaza.jp/grant_donation/plaza_grant/grant_v.html
10	県民まちなみ緑化事業	県民緑税を活用し、自治会、老人会やPTAなどの住民団体等による植樹や芝生化などの緑化活動に対して補助を行っている。	公共用地で実施の場合 <一般緑化・ひろばの芝生化> 最低規模：30㎡ 補助限度額：400万円/件 <駐車場の芝生化> 最低規模：100㎡ 補助限度額：375万円/件	10/10	都市政策課 緑化政策班	2757	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/wd20_00000005.html
11	シニア世代から子育て世帯へのふるさと伝承事業	シニア世代と子育て世代が交流する機会を増やし、地域での一体感やきずなを深めるとともに、地域の季節行事や祭り、郷土料理、昔遊びなどの伝統を再認識し、愛着心や誇りを育み、子どもや子育て世帯のふるさと意識の醸成に取り組むNPO団体等を対象に助成する。	1団体あたり30 万円限度 1テーマにつき15 万円を限度(10 団体以上) (2テーマまたは2地区まで実施可)	—	男女家庭課 家庭応援班	2809	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk17/furusatodensyou.html
12	被災地『絆』ボランティア活動支援事業(ボランティアバス助成事業)	東日本大震災・熊本地震災害の被災地の仮設住宅等において、各種団体が実施する被災者を励まし交流するボランティア活動に要する経費(バス等借上料)の一部を助成する。	・東日本大震災被災地 1日1台あたり8万円を限度(1台あたりの上限額は32万円) ・熊本地震災害被災地 1日1台あたり6万円を限度(1台あたりの上限額は24万円)	—	ひょうご ボランティアプラザ	078-360-8845	ひょうごボランティアプラザホームページ内 https://www.hyogo-vplaza.jp/disaster_volunteers/east_japan_disaster/entry-124820.html
13	大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト	ふるさとひょうご寄附金を活用して、5人以上の団体・グループ※が復旧期の被災者支援活動(被災者宅のがれき撤去、泥かき、避難所支援等)を行うために要する旅費、宿泊費を助成する。 (※被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体等に限る。)	上限20 万円	—	ひょうご ボランティアプラザ	078-360-8845	兵庫県ホームページ内 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/daikibosaigai.html
14	子ども安全サポート事業	地域で防犯に取り組む団体が実施する子どもの安全確保のための不審者対応訓練・研修会(逃げ込み訓練、夜間パトロール研修など)の開催に要する経費を助成する。	金額 2 万円(上限)	—	地域安全課	2815	兵庫県ホームページ内 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/daikibosaigai.html

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
15	ひょうご安全の日推進事業助成事業 (実践活動事業)	防災訓練 (避難誘導、初期消火等)、防災学習、個別支援計画等の策定	上限額30万円	対象経費が10万円以内の場合は、対象経費の10/10 対象経費が10万円超の場合は、対象経費の概ね1/2	復興支援課 復興調整班	5864	http://19950117hyogo.jp/calendar/
16	ひょうご安全の日推進事業助成事業 (全県・地域事業) <u>(R1年度募集終了)</u>	震災の教訓を継承・発信、追悼等を目的とした講演会、シンポジウム、啓発イベント等	上限額 全県事業100万円 地域事業50万円	助成対象経費の1/2以内	復興支援課 復興調整班	5864	http://19950118hyogo.jp/calendar/
17	地域相互見守りモデル事業	子育て支援や高齢者の見守り、地域防犯活動など住民主体の地域づくり活動や住民交流の場づくり等を通じて、近隣住民が互いの顔の見える関係をつくることにより、世代・性別を問わず日頃から助け合いのできる地域コミュニティの構築を目指す取組を支援する。	定額 (500 千円×18 箇所)	定額	社会福祉課 福祉企画班	2974	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/fukushikikaku.html
18	「子ども食堂」応援プロジェクト～貧困の子どもたちにあたたかいごはんを～	〔補助対象〕 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体等 〔補助内容〕 「子ども食堂」立上げに必要な経費 (調理器具 (炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋等)、家具、食器、飲食店の営業許可手数料及び食品衛生責任者講習会の受講費用 等)	定額 上限20 万円/団体	定額	生活支援課 生活保護自立支援班	2999	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/index.html
19	ニッセイ財団「生き生きシニア活動顕彰」	高齢者が主体となって行う地域貢献活動に対して助成する。 ①高齢者による児童・少年の健全育成活動 ②高齢者による障がい者支援活動 ③高齢者による高齢者支援活動 ④高齢者による地域づくり活動	1 団体あたり 5 万円 (一律)	定額	青少年課	2745	http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
20	ニッセイ財団「児童・少年の健全育成助成」	定期的・継続的に実施している子どもたちが自然体験・生活体験活動、仲間づくりや文化の伝承活動、地域の子育て支援活動に常時・直接必要な物品の購入経費を助成する。	1 団体あたり30 万円～60 万円	—	青少年課	2745	http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/
21	高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業	<p>多様な経験や資格・能力を持った高齢者を構成員とし、地域社会の様々なニーズを満たすサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする団体を対象に立ち上げ等に必要な経費の一部を助成する。</p> <p>・応募資格：次の要件を満たす団体 ①兵庫県内に活動拠点をおき、兵庫県内を活動領域として新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等） ②平成31年4月1日現在、代表者が55歳以上で、構成員が3人以上、うち55歳以上の者が2人以上(代表者含む)であること等</p> <p>・助成期間：平成31年4月1日から令和元年2月末まで ・採択予定件数：30 件程度</p>	上限100 万円/年	助成対象経費の1/2 以内	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部新事業課	078-977-9072	http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
22	都市農村交流バス運行支援事業	<p>都市の地域団体や小中学校等が、バスや船を借り上げて県下の農林漁業関係施設で視察研修や農林漁業体験を行ったり、農村の地域団体等が都市の流通関係者と交流を行う場合等に、バス等の借り上げ費用を補助する。</p> <p>①グリーン・ツーリズムバス グリーン・ツーリズム施設の訪問や農作業体験等を実施</p> <p>②消費地探訪バス 農村部のグループが消費地を訪問し、流通関係者や消費者団体等との交流を実施</p> <p>③わが町PRバス 市町等が、地元地域のPRのために一般県民対象のツアーを実施</p> <p>④農山村応援活動バス 中山間地域の集落が都市住民等ボランティアを受け入れて共同で農作業等を実施</p>	<p>日帰りコース：2.5万円 1泊2日コース：5万円 ※バス借上経費（消費税、通行料、駐車料等を除く）が助成額を下回る場合は、バス借上経費が上限</p>	—	(公社) 兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター	078-965-2651	http://hyogo-rakunou.com/bus/index.html
23	「エコツーリズムバス」運行支援事業	<p>・県内の団体・グループ、小・中学校が、県内の環境学習施設（公立の環境学習施設、企業環境関連施設、ゴミ処理施設、下水処理施設などの環境学習ができる施設）等で2時間以上の環境学習を実施する場合にバス（船を含む）の借上げ経費の一部を助成する。（原則、20名以上の参加が必要） ※自然のフィールドを活用して、環境学習を適切に指導できる指導員のもとに行う体験環境学習も対象になる。</p>	<p>・一般分（団体・グループなど） （年度内1団体1台） （日帰りコース） 2.5万円 （1泊2日コース） 5万円 ・小・中学校分 （年度内1校3台まで） （日帰りコース）のみ バス等1台につき2.5万円 ※ただし、バス等借上げ経費がこれを下回る場合は、そのバス等借上げ経費を上限とする。</p>	—	(公財) ひょうご環境創造協会ひょうごエコプラザ	078-735-4100	http://www.eco-hyogo.jp/ecoplaza/index.php/ecobus
24	ひょうご出前環境教室	<p>・兵庫県内の地域団体やグループ等が環境について学ぼうとする際に選定した環境学習プログラムの中から希望するプログラムの講師を無料で派遣する。</p>	講師の謝金及び交通費	—	(公財) ひょうご環境創造協会ひょうごエコプラザ	078-735-4100	http://www.eco-hyogo.jp/ecoplaza/index.php/demae_kvoshitsu/

老人クラブで活用可能な事業一覧

No.	事業名	内 容	補助額等	補助率	課名	連絡先 (内線)	HP (URL) ※該当がある場合
25	空き家活用支援事業（地域交流拠点型）	<p>対象地域において、一戸建ての住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を地域交流拠点として活用する者等に対し、その改修に要する費用の一部を支援する。※改修後、地域団体等が10年以上地域交流拠点として活用することが条件</p> <p>【対象市町】 政令市、中核市を除く市町 (姫路市の旧香寺町・安富町・夢前町・家島町の区域及びまちなか再生区域は対象)</p>	<p>○市街化区域以外の区域（合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/2 ・（戸建て：上限500万円、共同：上限350万円） <p>○市街化区域（合併前の旧滝野町、香寺町、新宮町、揖保川町、御津町の市街化区域を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の1/4 ・（戸建て：上限250万円、共同：上限175万円） <p>※市町の随伴補助が必要</p>	—	住宅政策課 住宅政策班 (住宅政策担当)	4844 4641	<p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/machi-saisei/sato-akiya/sato-akiya.html</p>